



2025 年 6 月 4 日

各 位

会社名 鳥居薬品株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 紳雅
(コード番号：4551 東証プライム)
問合せ先 経営企画部 (電話番号：03-3231-6814)

東レ株式会社が 2025 年 5 月 27 日付で公表した経口そう痒症改善剤「レミッチ®」用途特許 に関する特許権侵害訴訟と当社の関係について

当社は、東レ株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：大矢 光雄、以下「東レ」）が製造販売承認を取得している経口そう痒症改善剤「レミッチ® OD 錠」について、日本国内にて販売しております。

東レは、用途特許（特許第 3531170 号、延長登録：特願 2017-700154 号、特願 2017-700310 号、以下「本件特許権」、2022 年 11 月存続期間満了）に基づき、沢井製薬株式会社（以下「沢井製薬」）、扶桑薬品工業株式会社（以下「扶桑薬品」）に対し、後発品である「ナルフラフィン塩酸塩 OD 錠 2.5μg 『サワイ』」（以下「沢井製品」）および「ナルフラフィン塩酸塩 OD 錠 2.5μg 『フソー』」（以下「扶桑製品」）に関する本件特許権侵害行為による損害賠償を裁判所に求めていましたが（令和 3 年（ネ）第 10037 号。以下「本件訴訟」）、2025 年 5 月 27 日に、知的財産高等裁判所にて判決が言い渡された旨を公表しました。

東レ側の公表によれば、判決では、沢井製薬、扶桑薬品による沢井製品、扶桑製品の本件特許権存続期間中の製造販売行為が本件特許権の侵害にあたると認定され、東レの損害賠償請求を認め、沢井製薬に対して 142 億 9093 万 9291 円、扶桑薬品に対して 74 億 7287 万 8838 円の賠償金、および遅延損害金を支払うことが命じられたとのことです。

当社は、東レとの間で、本件訴訟における賠償金および遅延損害金の半額について当社が東レから支払いを受けることを合意しておりますが、判決が確定していない現時点においては、当社に当該賠償金および遅延損害金が帰属する時期およびその金額は未定です。

上記判決が確定した場合、当社の当期純利益への影響が見込まれますが、沢井製薬および扶桑薬品側の公表内容によれば、上記判決に対して最高裁判所への上告を行うことが見込まれ、現時点では、本件訴訟の賠償金の金額および確定する時期は不明であることから、当社が 2025 年 2 月 7 日に公表した 2025 年 12 月期の業績予想（2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日）から変更はありません。本件訴訟の判決が確定し、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以 上